



議員提出議案第三号

行政改革の推進に関する意見書について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、内閣官房長官、行政管理庁長官、大臣、自治大臣、厚生大臣に意見書を提出する。

昭和五十六年九月二十六日

提出者 三朝町議会議員 御 松 積

賛成者 三朝町議会議員 吉 田 公 博

賛成者 三朝町議会議員 徳 田 一 彦

賛成者 三朝町議会議員 名 越 典 由

昭和五十六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

行政改革の推進に関する意見書

国・地方を通ずる行政改革を推進することは、当面最大の国民的課題であるが、この行政改革の実をあげるためには、すでに地方制度調査会等の答申や意見で何回も指摘されているように、地方分権の推進を図りつつ、国・地方を通ずる行政の簡素効率化を実現することが何よりも肝要である。

しかるに、政府の当面の行政改革方針においては、国の財政再建方策を重点的にとりあげただけで、本来の行政改革の検討は甚だ不十分である。

よつて政府は、今後国・地方を通ずる行政改革の基本問題を検討するに当たっては、左記諸事項について特段の配慮を加え、国・地方を通ずる真の行政改革を推進されるよう、強く要望するものである。

記

一 行政の範囲の見直しと減量化を推進するとともに、行政はできるだけ住民の身近なところで、住民の意思を反映しながら総合的に行われるべきであるとの考え方のもとに、国・都道府県・市町村間の行政事務と財源の再配分を行うこと。

二 国の機関委任事務の整理縮小、許認可事務の整理合理化、国の地方出先機関の整理統合等を積極的に推進し、行政の簡素効率化を図ること。

三 地方公共団体の自主性、自律性の強化のため、国庫補助金等の抜本的整理合理化及び零細補助金等の一般財源への振替を推進すること。

四 明年度政府予算編成に当たっては、行政改革に名を借りた一方的な地方への負担転嫁（国民健康保険給付費の一部都道府県負担案等）は、絶対に行わないこと。

なお、公共事業等の地域特例については、地域振興に支障を生じないよう、所要財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和五十六年九月二十六日

三 朝 町 議 会